

防整備第9860号
令和8年4月10日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

殿

整備計画局長
(公印省略)

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置についての一部改正について（通知）

標記について、財務大臣から別添のとおり通知があったので遺漏のないよう措置されたい。

なお、本通知の実施に関し必要な事項は、整備計画局建設制度官から通知させる。

関連文書：防整施第938号（令和4年1月21日）

添付書類：「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の一部改正について（財計第2111号。令和8年3月31日）

配布区分：整備計画局施設計画課長、施設整備課長、提供施設計画官

財計第2111号
令和8年3月31日

各省各庁の長 殿

財 務 大 臣 片 山 さ つ き

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する
加点措置について」の一部改正について

標記のことについて、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）の一部を別紙のとおり改正することとしたので通知します。

なお、本改正による取扱いについては、原則として、令和8年4月1日以降に入札公告を行う調達について適用し、令和8年3月31日以前に入札公告を行う調達に係る評価項目、評価方法、賃上げ実績の確認、賃上げ基準に達していない者に対する減点措置等については、なお従前の例によることとします。

ただし、令和8年3月31日以前に入札公告を行う調達に係る賃上げ実績の確認結果の報告については、同年10月31日を期限とするものから、改正後の通知を適用することとします。

(別紙)

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）の一部を次のとおり改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>2 評価項目</p> <p>以下のいずれかを入札者が選択可能な評価項目とすること。</p> <p>(1) <u>入札者である中小企業等が、令和4年4月以降に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を別途通知する率以上増加させる旨を従業員に表明していること。</u></p> <p>(2) <u>入札者である中小企業等が、令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与総額」を別途通知する率以上増加させる旨を従業員に表明していること。</u></p> <p>[削る]</p> <p>3 評価方法</p> <p>総合評価落札方式において上記2に該当する者に対して加点をすることとする。加点にあたり評価者は、<u>別紙1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」</u>（以下「表明書」という。）を入札参加者から提出を受けたことをもって評価すること。</p> <p>なお、本評価項目における得点配分は、各府省において調達する案件の性質に応じ、別紙2を参考としつつ決定するものとする。</p> <p>4 賃上げ実績の確認</p> <p>契約担当官等は、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。以下同じ。）が終了した後、速やかに確認すること。なお、確認に当たっては、2（1）の場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「<u>法人事業概況説明書</u>」（別紙3）の「<u>「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額</u>」を比較することにより行うこととする。</p>	<p>2 評価項目</p> <p>以下のいずれかを入札者が選択可能な評価項目とすること。</p> <p>(1) 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「<u>給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）</u>」を別途通知する率以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>(2) 令和4年以降の暦年において、対前年比で「<u>給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）</u>」を別途通知する率以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p><u>※中小企業等においては、「給与総額」とする。</u></p> <p>3 評価方法</p> <p>総合評価落札方式において上記2に該当する者に対して加点をすることとする。加点にあたり評価者は、<u>別紙1の1又は別紙1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」</u>（以下「表明書」という。）を入札参加者から提出を受けたことをもって評価すること。</p> <p>なお、本評価項目における得点配分は、各府省において調達する案件の性質に応じ、別紙2を参考としつつ決定するものとする。</p> <p>4 賃上げ実績の確認</p> <p>契約担当官等は、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。以下同じ。）が終了した後、速やかに確認すること。なお、確認に当たっては、2（1）の場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「<u>法人事業概況説明書</u>」（別紙3）の「<u>「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額</u>」（以下「<u>合計額</u>」という。）を「<u>4期末従業員等の状況</u>」のうち「<u>計</u>」で除した金</p>

また、2(2)の場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「㊤ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を比較することとする。

なお、落札者が上記3による加点を受けていない企業である場合には実績確認は要しない。(※)

[削る]

※ 契約担当官等は、上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が事業者から提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

5 賃上げ実績の確認結果等の報告及び賃上げ基準に達していない者等に対する減点措置について

契約担当官等は、上記4の確認を行った結果について、別紙5の1により半期分をとりまとめるとともに、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、別紙5の2により四半期分をとりまとめて、所属の各省各庁の長へ報告するものとする。当該各省各庁の長は、当該報告をとりまとめて、別紙5の1による報告については毎年10月31日及び5月31日までに、別紙5の2による報告については毎年7月15日、10月15日、1月15日、4月15日までに財務省主計局法規課に報告するものとする。財務省主計局法規課は、別紙5の2による報告を受けた場合、これを調製し報告を受けた月の最終営業日までに各省各庁の長へ通知し、各省各庁の長は関係する契約担当官等へ連絡することとする。

当該連絡を受けた契約担当官等は、財務省主計局法規課から通知された日から1年間、当該連絡にある賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、同者に対して、当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点(※1)をすることとする。(※2、3及び4)

額を比較することにより行うこととする。

また、2(2)の場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「㊤ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。

なお、落札者が上記3による加点を受けていない企業である場合には実績確認は要しない。(※1及び2)

※1 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、2(1)の場合は別紙3の「合計額」と、2(2)の場合は別紙4の「支払金額」とする。

※2 契約担当官等は、上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が事業者から提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

5 賃上げ基準に達していない者について

契約担当官等は、上記4の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、別紙5により四半期分をとりまとめて、所属の各省各庁の長へ報告するものとする。当該各省各庁の長は、当該報告をとりまとめて、毎7、10、1、4月15日までに財務省主計局法規課に報告するものとする。財務省主計局法規課は、当該報告を受けた場合、これを調製し報告を受けた月の最終営業日までに各省各庁の長へ通知し、各省各庁の長は関係する契約担当官等へ連絡することとする。

当該連絡を受けた契約担当官等は、財務省主計局法規課から通知された日から1年間、当該連絡にある賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、同者に対して、当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点(※1)をすることとする。(※2、3及び4)

<p>※1 総合評価による評価点又は技術点の満点が 100 点であって、本取組に係る加点割合が<u>3%</u>である場合、<u>4点以上</u>を減点することとなる。</p> <p>[※2～※4 略]</p> <p>6 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について</p> <p>国庫債務負担行為により複数年契約を締結しているもののうち、実質的に事業の同一性が確認される契約については、次回の調達の際に以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 複数年契約について加点措置を受けた落札者については、当該契約期間終了後、契約担当官等が上記4に準じて最終事業年度等及びその前事業年度等の賃上げ実績を確認するとともに(※3)、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認することとし、必要に応じ上記5に準じた措置を検討することとする。</p> <p>[※1・※2 略]</p> <p>※3 (3)の確認は、<u>次回の契約の相手方がその調達の際に表明書の提出により加点を受けている場合は、次回の契約の初年度についての上記4の確認のタイミングで行うこととなる。</u></p> <p>[削る]</p> <p><u>(別紙1)</u> [略]</p> <p>(別紙2)</p> <p>(参考) 調達時における賃上げを実施する企業に対する評価基準例</p>	<p>※1 総合評価による評価点又は技術点の満点が 100 点であって、本取組に係る加点割合が<u>5%</u>である場合、<u>6点以上</u>を減点することとなる。</p> <p>[※2～※4 同左]</p> <p>6 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について</p> <p>国庫債務負担行為により複数年契約を締結しているもののうち、実質的に事業の同一性が確認される契約については、次回の調達の際に以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 複数年契約について加点措置を受けた落札者については、当該契約期間終了後、契約担当官等が上記4に準じて最終事業年度等及びその前事業年度等の賃上げ実績を確認するとともに(※3)、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認することとし、必要に応じ上記5に準じた措置を検討することとする。</p> <p>[※1・※2 同左]</p> <p>※3 (3)の確認は、<u>当該契約と次回の契約の相手方が同一である場合は、次回の契約の初年度についての上記4の確認のタイミングで行うこととなる。</u></p> <p><u>(別紙1の1)</u> 【大企業用】</p> <p>[略]</p> <p><u>(別紙1の2)</u> 【中小企業等用】</p> <p>[同左]</p> <p>(別紙2)</p> <p>(参考) 調達時における賃上げを実施する企業に対する評価基準例</p>
---	---

評価項目例	要求要件	評価区分	得点配分	点数
賃上げの実施を表明した中小企業等	事業年度において、対前年度比で給与総額を○%以上増加させる旨、従業員に表明していること	加点	3%～5%	3点～5点
複数年契約において賃上げの実施をした中小企業等	国庫債務負担行為による複数年契約を締結した場合において、実質的に事業の同一性が確認される前回の契約における2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの各事業年度において税制措置の賃上げに係る適用要件を満たしていること及び同期間において賃金の引下げを行っていないこと	加点	税制措置の賃上げに係る適用要件を満たしている事業年度等の数×1(%)	1～2点

注) 評価点 100 点満点の例
[※1・※2 略]

(別紙5の1)

評価項目例	要求要件	評価区分	得点配分	点数
賃上げの実施を表明した企業等	事業年度において、対前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を○%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 事業年度において、対前年度比で給与総額を△%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	加点	5%～10%	5点～10点
複数年契約において賃上げの実施をした企業等	国庫債務負担行為による複数年契約を締結した場合において、実質的に事業の同一性が確認される前回の契約における2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの各事業年度において税制措置の賃上げに係る適用要件を満たしていること及び同期間において賃金の引下げを行っていないこと	加点	税制措置の賃上げに係る適用要件を満たしている事業年度等の数×1(%)	1～2点

注) 評価点 100 点満点の例
[※1・※2 同左]

[新設]

総合評価落札方式（賃上げ加点）に係る連絡票
（賃上げ実績の確認結果）

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年 月 日付財計第 号）5に基づき、賃上げ実績の確認結果を以下のとおり報告する。

省庁名：

実績確認総件数	●件
---------	----

(1) 大企業

区分	件数
総件数	
⋮	
うち賃上げ実績5%以上～6%未満	
うち賃上げ実績4%以上～5%未満	
うち賃上げ実績3%以上～4%未満	
うち賃上げ実績2%以上～3%未満	
うち賃上げ実績1%以上～2%未満	
うち賃上げ実績0%以上～1%未満	
うち賃上げ実績0%未満	

(2) 中小企業等

区分	件数
総件数	
⋮	
うち賃上げ実績2.5%以上～3.0%未満	

うち賃上げ実績2.0%以上～2.5%未満		
うち賃上げ実績1.5%以上～2.0%未満		
うち賃上げ実績1.0%以上～1.5%未満		
うち賃上げ実績0.5%以上～1.0%未満		
うち賃上げ実績0%以上～0.5%未満		
うち賃上げ実績0%未満		
<p>注1. 各省庁で半期分をまとめて報告することができる。</p> <p>2. <u>賃上げ実績の率は1%刻み（中小企業等は0.5%刻み）で適宜追加されたい。</u></p>		
(別紙5の2)		(別紙5)
<p>総合評価落札方式（賃上げ加点）に係る連絡票 <u>（賃上げ未達成者等）</u></p> <p>「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年 月 日付財計第 号）5に基づき、<u>賃上げ未達成者等</u>を以下のとおり報告する。</p> <p>[略]</p>		<p>総合評価落札方式（賃上げ加点）に係る連絡票</p> <p>「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年 月 日付財計第 号）5に基づき、<u>賃上げ未実行者</u>を以下のとおり報告する。</p> <p>[同左]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。		